

写

鳥労発基 0731 第 4 号  
令和 7 年 7 月 31 日

鳥取地方最低賃金審議会  
会長 佐藤 匡 殿

鳥取労働局長 山下禎博 印

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和 7 年 7 月 25 日付けをもって、申出代表者電機連合鳥取地域協議会議長代行田中智史から、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、別添（略）のとおり、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年鳥取労働局最低賃金公示第 2 号）の改正決定に関する申し出があったので、同法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。